

改正	昭和36年4月20日規則第61号	昭和36年6月2日規則第94号
	昭和39年4月1日規則第49号	昭和39年7月15日規則第91号
	昭和40年4月14日規則第42号	昭和44年4月1日規則第34号
	昭和45年4月1日規則第65号	昭和52年3月28日規則第14号
	昭和53年3月31日規則第12号	昭和54年3月26日規則第14号
	昭和55年3月31日規則第42号	昭和62年4月9日規則第38号
	昭和63年3月24日規則第12号	昭和63年12月27日規則第114号
	平成元年3月31日規則第65号	平成元年3月31日規則第68号
	平成9年3月31日規則第35号	平成10年3月24日規則第22号
	平成12年3月29日規則第145号	平成22年3月24日規則第17号
	平成22年3月31日規則第45号	平成23年3月18日規則第8号
	平成23年5月31日規則第31号	平成26年3月25日規則第13号
	令和元年9月27日規則第33号	令和3年3月31日規則第34号
	令和4年3月29日規則第19号	

北海道収入証紙規則をここに公布する。

北海道収入証紙条例施行規則

題名改正〔昭和39年規則49号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道収入証紙条例（昭和39年北海道条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔昭和39年規則49号〕、一部改正〔平成22年規則17号・令和4年19号〕

（証紙による納付の特例に係る電子情報処理組織及び申請等）

第2条 条例第3条第1号の規則で定める電子情報処理組織は、道の機関の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）第4条第1項に規定する技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 条例第3条第2号の規則で定める申請等は、知事が定める使用料及び手数料に係る申請等とする。

追加〔令和4年規則19号〕

（証紙の形式）

第3条 条例第4条第2項の規則で定める証紙の形式は、別表のとおりとする。

全部改正〔昭和39年規則49号〕、一部改正〔令和4年規則19号〕

（証紙による収入金の納入方法）

第4条 証紙による収入の方法により徴収するものと定められた使用料及び手数料（以下「収入金」という。）を道に納入するときは、その納入すべき金額に相当する額面の証紙を用いなければならない。

2 前項の場合において、当該収入金を納入しようとする者は、法令その他の規定により提出する申請書、願書その他の書類（以下「申請書等」という。）に証紙を貼付して申請書等の受理機関（経由機関を含む。以下「受理機関」という。）に提出しなければならない。

3 証紙の購入が困難である等の理由による申請書等に収入金相当額の現金又は現金代用証券（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第58条第1項の規定による証券をいう。）を添えて提出があつたものについては、受理機関に証紙の貼付の委託があつたものとみなす。

一部改正〔昭和39年規則49号・44年34号・45年65号・平成12年145号・令和3年34号・4年19号〕

（証紙貼付の申請書等の取扱）

第5条 前条第2項の規定により提出された申請書等は所定の収入金に相当する額の証紙が貼付されていることを確認した上でなければこれを受理してはならない。

2 受理機関が前条第2項の規定により提出された申請書等又は同条第3項の規定による申請書等を受理した場合においては、その長があらかじめ命じた職員が、申請書等の紙面と貼付証紙の彩紋とにかけて、鮮明に消印しなければならない。

一部改正〔昭和39年規則49号・40年42号・44年34号・令和3年34号・4年19号〕

(証紙の売りさばき人)

第6条 条例第6条第1項の規定により元売りさばき人及び売りさばき人の指定は、次に掲げるものの中から、その申請により、知事が指定する。

(1) 道の指定金融機関又は収納代理金融機関である銀行その他の金融機関

(2) 市町村

(3) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)又は森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づく組合(漁業生産組合及び生産森林組合を除く。)及び連合会

(4) その他知事が必要と認めたもの

一部改正〔昭和39年規則49号・45年65号・62年38号・平成23年8号・令和元年33号・4年19号〕

(売りさばき人の指定申請)

第7条 証紙の元売りさばき人又は売りさばき人の指定を受けようとするものは、別記第2号様式の申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、前条第3号及び第4号に掲げるもの(法人その他の団体である場合に限る。)にあっては、申請書に定款等の写しを添えなければならない。

3 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔昭和39年規則49号・平成22年45号・23年8号・31号・令和3年34号〕

(売りさばき所の標示)

第8条 売りさばき人は、その売りさばき所に別記第3号様式の標札を掲示しなければならない。

一部改正〔昭和39年規則49号〕

(売りさばき手数料)

第9条 証紙の売りさばきについては、売りさばき手数料として、証紙の額面の1万分の330に相当する額を元売りさばき人に交付する。

2 前項の売りさばき手数料は、毎月、元売りさばき人が第11条第1項に規定する北海道収入証紙売渡報告書を提出した後、当該報告書に記載されている代金の総額に応じて交付する。

3 元売りさばき人が売りさばき手数料の交付を受けようとするときは、別記第4号様式の申請書を知事に提出しなければならない。

4 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔昭和39年規則49号・52年14号・53年12号・平成元年65号・9年35号・26年13号・令和元年33号・3年34号〕

(元売りさばきの方法等)

第10条 元売りさばき人は、知事から証紙を元受けして常備し、売りさばき人から申込があったときは、代金を徴し、いつでもこれを売り渡さなければならない。

2 元売りさばき人が売りさばき人に証紙を売り渡すときは、当該証紙の額面金額から前条第1項の売りさばき手数料相当額を差し引いた額で売り渡さなければならない。

3 元売りさばき人が第1項の規定により証紙を元受けしようとするときは、別記第5号様式の元受請求書を知事に提出しなければならない。

4 元売りさばき人が前項の規定により元受けしたときは、直ちに別記第6号様式の受領報告書を知事に提出しなければならない。

5 前2項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔昭和39年規則49号・令和3年34号〕

(売りさばきの報告等)

第11条 元売りさばき人は、前条第1項の規定により証紙を売り渡したときは、当該月分を取りまとめて、翌月8日までに別記第7号様式の北海道収入証紙売渡報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

3 元売りさばき人は、毎月、売りさばき人に売り渡した証紙の額面総額に相当する代金から第9条第1項の売りさばき手数料に相当する金額を控除した金額を、翌月10日までに、知事の発する納入通知書により道の指定金融機関の本店へ払い込まなければならない。

一部改正〔昭和39年規則49号・52年14号・令和3年34号〕

(売りさばきの方法等)

第12条 売りさばき人は、売りさばきに支障のないように各種類の証紙を元売りさばき人から買い受けて常備し、証紙の額面に相当する金額で売りさばかなければならない。

2 売りさばき人は、汚染又はき損により無効のおそれがある証紙を売りさばいてはならない。

3 売りさばき人は、買受人の求めに応じ、領収書を発行しなければならない。

一部改正〔昭和39年規則49号・平成26年13号〕

(証紙の交換)

第13条 元売りさばき人又は売りさばき人は、元受けし、又は買い受けた証紙がそれぞれ元売りさばき人又は売りさばき人の責に帰すべき事由によらないで汚染し、又はき損した場合は、原形を失わないもの限り、知事に他の証紙との交換を申請することができる。知事が売りさばくのに適しないと認めた証紙についても、また同様とする。

2 前項の申請は、別記第8号様式によってするものとし、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

3 知事は、第1項の申請を受理した場合において、その申請を相当と認めたときは、当該証紙の額面相当額の他の証紙を交付するものとする。

一部改正〔昭和39年規則49号・令和3年34号〕

(売りさばき人の氏名等の変更)

第14条 売りさばき人は、その氏名(法人その他の団体にあつては、その名称)を改め、住所(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)を変更し、又は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第260条第1項の規定により、住所の名称変更があつたときは、速やかに、別記第9号様式により知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔昭和39年規則49号・44年34号・平成22年17号・23年8号・令和3年34号〕

(売りさばき所の名称等の変更)

第15条 売りさばき人は、売りさばき所を変更(次項及び第3項に規定する変更を除く。)しようとするときは、別記第10号様式の申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 売りさばき人は、売りさばき所の名称を変更し、又は法第260条第1項の規定により、売りさばき所の住所の名称変更があつたときは、速やかに、別記第10号様式の2により知事に届け出なければならない。

3 売りさばき人は、売りさばき所を廃止したときは、速やかに、別記第10号様式の3により知事に届け出なければならない。

4 第1項の規定による提出又は前2項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔昭和39年規則49号・44年34号・54年14号・平成22年17号・令和3年34号〕

(相続人の売りさばき業務の臨時継続)

第16条 売りさばき人が死亡した場合において、その相続人の1人が知事に申し出たときは、死亡の日から60日以内に限り、当該相続人は、売りさばき人として、証紙の売りさばきの業務を行うことができる。この場合においては、当該期間中は、その者について、条例第6条第1項の規定による

知事の指定があったものとみなす。

- 2 前項の申し出は、別記第11号様式によって行うものとし、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔昭和39年規則49号・令和3年34号・4年19号〕

(売りさばき業務の廃止)

- 第17条 売りさばき人は、証紙の売りさばきの業務を廃止しようとするときは廃止する日の30日前までに、別記第12号様式により知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔昭和39年規則49号・令和3年34号〕

(売りさばき人の指定取消)

- 第18条 知事は、売りさばき人が次の各号のいずれかに該当する場合は売りさばき人の指定を取り消すことがある。

- (1) 証紙を売りさばくのに必要な資力又は信用を失ったとき。
- (2) 条例又はこの規則に違反したとき。

一部改正〔昭和39年規則49号〕

(証紙の返還等の請求等)

- 第19条 条例第8条ただし書の規定により証紙を返還して現金の還付を受け、又は証紙の交換の請求をすることができる場合においては、当該請求者は、知事に対し、別記第13号様式によってその請求をするものとする。

- 2 前項の請求は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

- 3 第1項の規定により売りさばき人から証紙を返還して現金の還付を請求した場合においては、その還付すべき金額は、当該証紙の額面金額から第9条第1項の売りさばき手数料相当額を差し引いた額とする。

全部改正〔昭和39年規則49号〕、一部改正〔昭和54年規則14号・平成元年65号・令和3年34号・4年19号〕

(元売りさばき人への準用等)

- 第20条 第14条、第17条及び第18条の規定は、元売りさばき人について準用する。

- 2 元売りさばき人が証紙の元売りさばきの業務を廃止し、又は前項の規定により準用する第18条の規定によりその指定を取り消されたときは、旧元売りさばき人は、速やかにその残存する証紙を知事に返還しなければならない。

一部改正〔昭和39年規則49号・平成22年17号〕

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第5条までの規定は、昭和34年7月1日から施行する。

附 則 (昭和36年4月20日規則第61号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前のこの規則の各条により改正されることとなる規則（以下「当該規則」という。）に基づく証明書等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の当該規則に基づく証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の当該規則に基づいて作成されている用紙等がある場合においては、この規則による改正後の当該規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則 (昭和36年6月2日規則第94号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和39年4月1日規則第50号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 北海道収入証紙条例（昭和39年北海道条例第26号）附則第2項の規定により証紙の売りさばき人として知事が指定したものとみなされるものに係る売りさばき所の標示については、この規則によ

る改正後の北海道収入証紙条例施行規則の別記第3号様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

- 3 この規則による改正前の北海道収入証紙規則に基づいて告示した収入証紙の形式は、北海道収入証紙条例及び北海道収入証紙条例施行規則に基づいて当該証紙の形式を告示したものとみなす。

附 則（昭和39年7月15日規則第91号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年4月14日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年4月1日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月28日規則第14号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日規則第12号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月26日規則第14号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日規則第42号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月9日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月24日規則第12号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年12月27日規則第114号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成元年3月31日規則第65号）

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の北海道収入証紙条例施行規則第10条第1項の規定により元売りさばき人が売りさばき人に対して売り渡した証紙に係る売りさばき手数料は、この規則による改正後の北海道収入証紙条例施行規則第9条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月31日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第35号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の北海道収入証紙条例施行規則第10条第1項の規定により元売りさばき人が売りさばき人に対して売り渡した証紙に係る売りさばき手数料は、この規則による改正後の北海道収入証紙条例施行規則第9条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月24日規則第22号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成12年3月29日規則第145号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規則第17号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成22年3月31日規則第45号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日規則第8号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月31日規則第31号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規則第13号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の北海道収入証紙条例施行規則第10条第1項の規定により元売りさばき人が売りさばき人に対して売り渡した証紙に係る売りさばき手数料は、この規則による改正後の北海道収入証紙条例施行規則第9条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月27日規則第33号）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に北海道収入証紙条例施行規則第10条第1項の規定により元売りさばき人が売りさばき人に対して売り渡した証紙に係る売りさばき手数料は、この規則による改正後の北海道収入証紙条例施行規則第9条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日規則第34号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和4年3月29日規則第19号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

意匠	券種	刷色
支笏、洞爺国立公園	1円	あさぎ色
	5円	ぼたん色
	10円	すみれ色
	20円	茶色
	30円	みる色
	50円	かば色

意匠	券種	刷色
----	----	----

大雪山国立公園

100円	ききょう色
200円	こび茶色
300円	緑色
400円	赤紫色
500円	だいだい色
600円	さび朱色
800円	なす紺色

意匠
阿寒国立公園

券種	刷色
1,000円	緑色
3,000円	青色
5,000円	暗青色 (地模様薄紫色)
10,000円	黒色 (地模様薄紫色)

意匠

券種	刷色
1円	にぶ赤紫色
5円	灰味紫色
10円	にぶ青紫色
20円	にぶ青色
30円	にぶ青緑色
50円	にぶ緑色
100円	灰味オリーブ色
200円	暗い黄味茶色
300円	灰味赤茶色
400円	明るい茶色
500円	黄茶色
600円	赤色
700円	黄味だいだい色
800円	赤茶色

意匠

券種	刷色
1,000円	紅色
2,000円	紫色
3,000円	青色
5,000円	黄緑色
10,000円	うぐいす色

証紙の金額は、算用数字をもって記載する。

各証紙の寸法 縦 25.5ミリメートル
横 36.0ミリメートル

一部改正〔昭和36年規則94号・39年91号・45年65号・52年14号・55年42号・63年12号・令和4年19号〕

別記第1号様式 削除

削除〔昭和44年規則34号〕

別記第2号様式

(第7条関係)

全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和39年規則49号・54年14号・63年114号・平成元年68号・22年17号・令和3年34号〕

別記第3号様式

(第8条関係)

一部改正〔昭和39年規則49号・54年14号・63年114号〕

別記第4号様式

(第9条関係)

全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和39年規則49号・54年14号・63年114号・平成元年68号・22年17号・令和3年34号〕

別記第5号様式

(第10条関係)

全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和39年規則49号・54年14号・63年114号・平成元年68号・22年17号・令和3年34号〕

別記第6号様式

(第10条関係)

全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和39年規則49号・54年14号・63年114号・平成元年68号・22年17号・令和3年34号〕

別記第7号様式

(第11条関係)

全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和39年規則49号・54年14号・63年114号・平成元年68号・22年17号・令和3年34号〕

別記第8号様式

(第13条関係)

全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和39年規則49号・54年14号・63年114号・平成元年68号・22年17号・令和3年34号〕

別記第9号様式

(第14条関係)

全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和39年規則49号・44年34号・54年14号・63年114号・平成元年68号・10年22号・22年17号・23年8号〕

別記第10号様式

(第15条関係)

全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和39年規則49号・54年14号・63年114号・平成元年68号・10年22号・22年17号〕

別記第10号様式の2

(第15条関係)

追加〔昭和44年規則34号〕、一部改正〔昭和54年規則14号・63年114号・平成元年68号・10年22号・22年17号〕

別記第10号様式の3

(第15条関係)

追加〔昭和54年規則14号〕、一部改正〔昭和63年規則114号・平成元年68号・10年22号・22年17号〕

別記第11号様式

(第16条関係)

全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和39年規則49号・54年14号・63年114号・平成元年68号・22年17号・令和3年34号〕

別記第12号様式

(第17条関係)

全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和39年規則49号・54年14号・63年114号・平成元年68号・22年17号・令和3年34号〕

別記第13号様式

(第19条関係)

全部改正〔昭和36年規則61号〕、一部改正〔昭和39年規則49号・54年14号・63年114号・平成元年68号・22年17号・令和3年34号〕